

東京都市計画生産緑地地区の変更（大田区決定）について

【説明資料】

1 趣旨及び経緯	「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた」（令和5年3月）に基づき、区内に残る都市農地を守り、農の風景を後世に伝えていくため、申請者から指定申請があった生産緑地地区約0.08ha（1件）を都市計画に追加する変更を行います。 なお、本案件は都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の協議について、東京都より意見なしの回答を得ています。	
2 都市計画の変更内容	① 生産緑地地区【番号22】 位置：大田区西嶺町地内 面積：約780㎡ 新規に指定される生産緑地地区 ○全体の面積変更 15件：約2.04haから16件：約2.12haに変更	○令和8年1月20日付 7都市政緑第686号 用途地域について ①第一種低層住居専用地域 容積率 100% 建蔽率 50% 準防火地域 第一種高度地区
3 公告・縦覧	【公告】令和8年2月25日 【縦覧】 期間：令和8年2月26日（木）から3月12日（木） 場所：大田区資源環境部環境政策課 縦覧者：0名	

4 今後の予定	【意見書の提出】 期間：令和8年2月26日（木）から3月12日（木） 意見書提出数：0通 周知方法：大田区報とホームページにて行った。 ○告示 令和8年7月中旬（予定）	
----------------	--	--